

下水道使用料の改定時期を延期します ～ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急措置として ～

1 目 的

令和2年3月議会において、令和2年10月1日施行の下水道条例の一部改正が議決され、令和2年12月検針（令和3年1月請求分）から下水道使用料を改定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、市民生活及び企業活動等に新たな負担を求める時期ではないと判断し、下水道使用料改定時期を3か月延期します。

2 スケジュール

6月議会 下水道条例の一部を改正する条例の一部改正
公共下水道事業会計補正予算

3 実施内容等

今回の使用料改定は、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するために、必要な使用料の負担をお願いするもので、使用料の急激な負担増を抑え、使用者の負担緩和を図るため2段階で行いますが、このうち1段階目の改定時期を3か月延期します。

	当初請求月	延期後請求月	平均改定率
1段階目	令和2年12月検針 令和3年1月請求	令和3年3月検針 4月請求	30% (使用料単価 130 円/㎥)
2段階目	令和4年3月検針 4月請求	変更なし	15% (使用料単価 150 円/㎥)

対象戸数 約 73,000 戸

4 予算額

3か月延期したことによる下水道使用料収入の減収額 221,650 千円（税込）

5 その他 （過去の実績等）

前回は平成13年、平成15年に2段階で使用料改定を実施

現行の使用料単価 100 円/㎥³

＜参考＞汚水処理原価 150 円/㎥³

使用料体系表

(1か月あたり・税抜き) ()内は前段階使用料との差額

			【現行】	新使用料体系（円/㎡）	
				第1段階 【R3.3検針分～】	第2段階 【R4.3検針分～】
基本使用料 水量区分(㎡) (円)			850	950 (+100)	1,100 (+150)
一 般 用	現 行	改定後	0	10	25
	基本水量	1～10		(+10)	(+15)
	11～20	11～20	90	120 (+30)	130 (+10)
	21～30	21～30	100	130 (+30)	140 (+10)
	31～40	31～40	105	140 (+35)	150 (+10)
	41～50	41～50	115	150 (+35)	160 (+10)
	51～	51～100	120	160 (+40)	170 (+10)
		101～200		165 (+45)	180 (+15)
		201～		170 (+50)	190 (+20)

湯屋用	基本使用料 水量区分(m ³) (円)	8,000	8,150 (+150)	8,250 (+100)
	現行 基本水量	改定後 1～200	0	5 (+5)
	201～	201～	40	45 (+5)
一時用	基本使用料 水量区分(m ³) (円)	1,205	1,350 (+145)	1,450 (+100)
	現行 基本水量	改定後 1～10	0	170 (+170)
	11～	11～	120	190 (+20)

改定による影響額

一般用の使用料の改定による影響額は次のとおりです。

- ・表中は1か月あたりの金額(単位:円)です。
- ・実際の請求は2か月ごとに行います。
- ・下表の金額のほか、水道料金、消費税相当額が加算されます。
- ・水道料金の改定はありません。

汚水量

10m³/月20m³/月30m³/月500m³/月1,000m³/月

イメージ



現行使用料		850	1,750	2,750	58,950	118,950
改定後	第1段階 (差額)	1,050 (+200)	2,250 (+500)	3,550 (+800)	81,950 (+23,000)	166,950 (+48,000)
	第2段階 (差額)	1,350 (+300)	2,650 (+400)	4,050 (+500)	90,650 (+8,700)	185,650 (+18,700)